

東証、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

東京証券取引所は2024年5月9日、プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程（以下「上場規程」という）等の一部改正及び「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」に対するパブリック・コメントの結果を公表しました。

ポイント

- 上場規程の企業行動規範において、プライム市場上場会社に対する以下の内容を規定する。
 - 重要な会社情報について可能な限り、日本語と同時に英語で同一の内容の開示を行うよう努める旨の努力義務
 - 決算情報及び適時開示情報について、日本語による開示と同時に英語による開示を行うことの義務化
- 決算情報及び適時開示情報の全書類・全文について英語による開示を行うことが望ましいとされているが、開示内容の一部又は概要のみについて英語による開示を行うことも認める。
- 改正後の上場規程による英文開示義務は、2025年4月1日以後に開示するものから適用される。ただし、所定の書面を提出した場合は、2026年4月1日以後に開示するものから適用される。

1. 経緯

金融庁及び東京証券取引所（以下「東証」という）は、2021年6月に改訂したコーポレートガバナンス・コードにおいて、プライム市場上場会社に対し、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである旨を追記し（補充原則3-1②）、英文開示の取組の推進を図ってきました。

また、2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において、プライム市場上場企業に対する積極的な有価証券報告書の英文開示の実施が期待されるとの提言がなされました。

こういった動向を踏まえ、東証は2022年7月に「市場区分の見直しに関するフォローアップ」を設置し、英文開示のさらなる拡充を進めるに当たっての論点整理を実施した上で、英文開示の実施を求める対象、適用時期、開示のタイミング等について議論を進めてきました。

本改正は、当該議論を踏まえ、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向けて、所要の制度整備を行うために上場規程等の改正を行うものです。

なお、本改正の公表とあわせて、2024年2月より実施された、本改正の内容について規定した「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」に対するパブリック・コメントの結果についても公表されています。

2. 改正の概要

本改正では、上場規程の企業行動規範の節に以下の内容が新たに規定されています。

(1) 英文開示に関する努力義務

企業行動規範の「望まれる事項」として、プライム市場上場会社に対し、重要な会社情報について可能な限り、日本語と同時に英語で同一の内容の開示を行うよう努める旨の努力義務が規定されています（上場規程第445条の8）。

(2) 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化

企業行動規範の「遵守すべき事項」として、プライム市場上場会社に対し、決算情報及び適時開示情報について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うことが規定されています（上場規程第436条の4）。

① 英文開示の対象となる決算情報・適時開示情報

本改正では、英文開示の対象となる決算情報・適時開示情報について、以下のよう規定されています（上場規程第436条の4第1項）。

項目	想定される書類
決算情報	<ul style="list-style-type: none"> 決算短信、四半期決算短信 決算補足説明資料（例：決算短信の補足資料、決算説明会資料）
適時開示情報	<ul style="list-style-type: none"> 全ての適時開示項目（TDnetを利用して適時開示する会社情報（決算情報以外）で、軽微基準に該当する場合も含む）

なお、英文開示について、日本語で投資判断に重要な影響を与える会社情報が適時・適切に開示されていることを前提として、日本語の開示の参考訳に位置づけるものとしています。その上で、英文開示の内容の正確性については規則違反に対する措置の対象に含めないこととされています。

② 決算情報・適時開示情報に含まれる情報のうち英文開示を行う範囲

本改正では、決算情報・適時開示情報に含まれる情報のうち、英文開示を行う範囲について、以下のように規定されています（上場規程第436条の4第1項・第2項）。

項目	望ましい対応 (第1項)	認められる対応 (第2項)
決算情報	全書類・全文	開示内容の一部又は概要（例：決算短信・四半期決算短信のサマリー情報のみ）
適時開示情報		開示内容の一部又は概要（範囲については各社で検討）

本改正では、全書類・全文の英文開示が望ましいとする一方、海外投資家との対話内容も踏まえて範囲を検討した上で、英文開示を行う範囲を、日本語による開示の一部又は概要のみとすることも認めています。

また、日本語による開示の一部又は概要のみを英語により開示した場合において、後日、全文の英文開示が求められるものではないとされています。

③ 英文開示のタイミング

本改正では、英文開示のタイミングについて、以下のように規定されています（上場規程第436条の4第1項）。

項目	原則 (第1項本文)	例外 (第1項但書)
決算情報	同時	英文開示を行おうとすると日本語による開示に遅延が生じる場合、同時でなくても可（例：発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合）
適時開示情報		

なお、本改正では、英文開示の同時開示のために日本語の開示が遅延することのないよう、留意することが要請されています。

特に、決算短信、四半期決算短信については、その内容が定まった場合に直ちに開示するという趣旨を踏まえ、英文開示を行うために開示日程を後ろ倒しするのではなく、英文開示に係る工程を工夫する、英文開示を同時に行う範囲を検討する（②参照）等により、英文開示について日本語と同時に実施する体制の構築に努めることが要請されています。

④ 監査人による期中レビューとの関係

本改正では、英文開示を日本語の開示の参考訳として位置づけている（①参照）ことから、英語の四半期財務諸表等に対する監査人の期中レビューは求めていません。

ただし、海外投資家のニーズ等を踏まえ、英語の期中レビュー報告書が必要と判断する場合には、監査人とも相談の上、対応を検討することが示されています。

3. 適用時期と猶予規定

本改正による英文開示の義務化について、2025年4月1日以後に開示するものから適用されます。

ただし、必要な体制整備に時間を要する企業も想定されることから、2025年1月6日から3月14日の間に、英語による開示の実施予定時期を記載した取引所所定の書面を提出することで、適用を1年間猶予し、2026年4月1日以後に開示するものから適用することが認められています。

なお、書面の提出を行った上場会社の名称及び英文開示の実施予定時期の一覧は、東証のウェブサイトにおいて公表される予定とされています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を網羅的に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「SSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。